

≫二酸化炭素消火設備による事故に対する注意喚起について

令和3年4月15日、東京都新宿区内のマンション地下駐車場において、天井の張替え作業中、二酸化炭素消火設備が誤って作動し、死者4名、負傷者2名を出す事故が発生しています。

二酸化炭素消火設備は、一定規模以上の通信機器室、電気室、ボイラー室、駐車場などに設置されており、昨年12月から類似事故が起こっています。以下の点に注意して下さい。

1. 防火管理者や利用者等に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取り扱い方法、作動の際の通報、避難方法等について、周知徹底を図ってください。
2. 火災等により二酸化炭素が放出された場合には、消防機関へ迅速に通報するとともに、当該設備の設置・保守点検等に係る専門業者等にも連絡してください。また、ガスが放出された区画及び隣接する部分へは安全が確認できるまでは立ち入らないでください。
3. 二酸化炭素消火設備が設置されている付近で他の設備機器の工事やメンテナンスを行う場合は、消防設備士等における監視体制をとり、閉止弁がある場合は「閉」とする等、誤操作等による消火剤の放出を防止する安全対策を行った上で、工事やメンテナンスを実施してください。

《最近の事件事例》

- ・令和2年12月22日
愛知県名古屋市のホテル立体駐車場のエレベーターの修理工事中に何らかの原因で装置が誤作動を起こした（死者1名 負傷者10名）
- ・令和3年1月23日
東京都港区 ビル地下駐車場の消火設備の点検作業中に何らかの理由で装置が誤作動した（死者2名 負傷者1名）
- ・[ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について（通知）](#)
- ・[全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて（通知）](#)